

外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準 に係る掲示

当院では以下の対応を行い、「外来腫瘍化学療法診療料1」を算定しております。

- 専任の医師，看護師，または薬剤師が院内に常時1人以上配置され，患者さんから電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されている。
- 急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制の確保を行っている。
- 実施される化学療法のレジメン（医療内容）の妥当性を評価し，承認する委員会を開催している。

外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算の
施設基準について

- 他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者さんの状況に関する相談及び情報提供に応じる体制を整備しております。

病 院 長

